

## 第52回東京都環境審議会総会 議事録

(午前10時25分開会)

○福安政策調整担当課長 お待たせいたしました。定刻になりましたので、ただいまから第52回東京都環境審議会総会を開催いたします。委員の皆様には、お忙しい中御出席いただき、誠にありがとうございます。事務局を務めております環境局総務部政策調整担当課長の福安でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、まず定足数の確認をいたします。現時点で23名の委員の皆様にご出席いただいております。審議会規則に定める定足数に達しておりますので、会議が成立しておりますことを御報告申し上げます。

会議の開催に当たりまして、注意事項を申し上げます。本日の審議会はWeb会議で行います。都庁の通信環境の状況によっては、映像や音声途切れる場合がございます。あらかじめ御了承ください。発言者以外の委員の方は、会議中はビデオ及びマイクをオフにさせていただきますよう、御協力をお願いいたします。御発言いただく際は、ビデオ及びマイクをオンにし、お名前をおっしゃってから発言をお願いいたします。

資料につきましては、会議次第のとおりでございます。事前にデータ送付させていただいておりますが、説明に合わせて画面にも表示させていただきます。

続きまして、本日出席しております東京都環境局の幹部職員を紹介いたします。

環境局長の栗岡でございます。

次長の笹沼でございます。

総務部長の小川でございます。

環境政策担当部長の上田でございます。

政策調整担当部長の藤本でございます。

地球環境エネルギー部長の荒田でございます。

環境改善部長の鈴木でございます。

自然環境部長の和田でございます。

資源循環推進部長の志村でございます。

以上になります。

それでは、これからの議事につきましては、高村会長にお願いしたいと存じます。高村会長、よろしくお願いいたします。

○高村会長 皆様おはようございます。本日はお忙しいところ御参集いただきまして、どうもありがとうございます。

それでは、早速ですけれども、議題（1）「東京都環境基本計画のあり方について（中間のまとめ（案））」の審議に移らせていただきたいと思います。

まず初めに、この東京都環境基本計画のあり方について（中間のまとめ（案））に関わる企画政策部会での審議経過について、部会長としての高村から御報告をさせていただきたいと思えます。

皆様も御存じのとおり、今年の5月28日に都知事から東京都環境基本計画の改定について、環境審議会に諮問を頂きました。同じく5月28日に企画政策部会に付議されたものでございます。その後、6月30日の部会を皮切りに、これまで実に13回にわたって審議を進めてまいりました。各回におきましては、資源循環、気候変動、エネルギー、運輸部門あるいは水素、大気環境、化学物質、自然環境、気候変動適応策といった非常に幅広い分野につきまして、それぞれの環境政策のあり方や施策の展開の方向性について、委員の先生方の専門的な御意見を頂いて検討を進めてまいりました。

特に気候変動分野につきましては、都が目標として目指しております2030年のカーボンハーフの実現に向けて、業務・産業分野に加えて家庭・運輸、それぞれ各部門の削減目標と施策について審議を行ってまいりました。あわせて、こうした分野ごとの施策目標だけでなく、全体を通しての横断的・総合的な取組についての検討・審議も行ってまいりました。こうした審議の過程におきましては、これからの社会を担う若い世代の声を聞く、未来に向けた意見交換、それから委員からも重要性が指摘ございました生物多様性と気候変動の連関についても、ヒアリング・意見交換の場を設けて議論を進めてきたところでございます。

本日は、これまで検討を行った内容について、一定の結論を得ましたので、中間のまとめとして総会に報告をさせていただきたいと思えます。もちろんこの後もパブリックコメントを通じて都民あるいは事業者の皆様から御意見を頂き、さらに最終答申に向けて議論を深めてまいります。

以上が企画政策部会での審議の経過についてでございますけれども、続きまして、中間のまとめ（案）の概要について、事務局から御説明をお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○福安政策調整担当課長 それでは、資料2「東京都環境審議会 新たな東京都環境基本計画のあり方について（中間のまとめ案）【概要】」に沿って御説明をさせていただきます。資料のほうを投影させていただきます。

まず、1の「計画策定の背景と必要な視点」についてです。現行の環境基本計画の策定から6年がたちました。その間に気候変動や生物多様性の損失など、環境問題は一層深刻化しております。また、感染症や国際紛争などの危機にも直面しております。国連の推計では、今後、世界人口の増加の大半は都市域で発生する見込みであり、持続可能な都市のモデルを提示していくことは重要でございます。2050年脱炭素、2030年カーボンハーフ実現に向けては、猶予はないとの認識の下、多様化・複雑化した環境課題を解決するには、都民・企業・団体などの共感を得ながら力を合わせて共に行動を加速していくことが必要でございます。都はサステナブル・リカバリーにより、コロナ以前の社会に戻るのではなく、コロナによる価値観やライフスタイルの変化に柔軟に対応しながら、50年、100年の計で、豊かさにあふれる持続可能な都市をつくり上げるため、環境基本計画を改定すべきであるとしております。

次に、「2 東京を取り巻く社会経済の動向」についてです。東京の総人口は、2025年をピークに減少が続く見込みであり、世帯構造も単身世帯が増加するなど変化しています。コロナ禍による社会経済活動への制約、テレワークなど柔軟な働き方や在宅勤務の広がり、Well-beingなど新たな価値観の広がり、若者の環境意識の高まりなど、取り巻く状況も大きく変化しています。また、ウクライナ情勢などにより、実際にはその前からになりますが、資源エネルギー価格が高騰してきており、化石燃料を海外からの輸入に依存する構造的リスクが改めて顕在化し、長期化が懸念されております。

「3 東京が直面する環境問題についての認識」についてです。4つの観点からまとめております。真ん中の白抜きで記載した部分でございますが、それぞれが相互に関連する関係にあり、総合的・一体的な取組が重要であるという認識が今回の計画改定のポイントの1つと認識しております。

まず、「直面するエネルギー安定供給の危機」に対しましては、今年3月下旬には東京電力管内で国内初の電力需給逼迫警報が発令され、都民・事業者の大幅な節電協力などによりまして計画停電などを回避したことは記憶に新しいところでございます。エネルギー安全保障においても不可欠となる脱炭素化施策を強化し、2030年カーボンハーフに向けた道筋を示す必要がございます。そのためには、エネルギーを「減らす」節電、それからソーラーや風力で「創る」取組、蓄電池や電気自動車で「蓄める」取組、こういった施策の抜本的な強化・徹底が不可欠であるとしております。

次に、「気候変動と生物多様性の危機」に対しまして、記録的な自然災害が頻発し、気候危機は一層深刻化する状況にあり、日本においても猛暑や豪雨による洪水被害など身近な脅威となっています。また、種の絶滅、生態系の劣化など、生物多様性の損失が加速しており、これらを一体的に、自然を基盤として課題解決を図るなどの新しいアプローチ、審議会の中ではNbSといったキーワードも出ましたけれども、こうした観点での施策展開が必要であるとしております。

また、「都民の安全・健康を脅かすリスクの最小化」に向けましては、光化学オキシダントやPM2.5などの課題解決のさらなる取組が必要であるとともに、最新の知見に基づく新たな環境リスクの顕在化などを想定し、広域的な視点で良質な都市環境を追求し続ける必要があるとしております。

さらに、「消費・生産のあり方を見直し、都外の環境負荷削減にも貢献」していくことが重要でございます。社会・経済の発展や存続は土台としての環境に支えられており、また東京は多量の資源・自然資本を国内外に依存しております。このため、人類・生物の生きる基盤を守り、持続可能でよりよい社会の実現が必要であるとしております。

こうした認識の下、「4 環境基本計画の考え方」についてお示ししております。東京は、世界有数の大都市として2050年ゼロエミッションの実現等への取組を大胆に強化し、国際的なリーダーシップを発揮していくべきであり、今後の東京は「成長」と「成熟」が両立した持続可能で安心・安全・快適な、ここは太字で強調しておりますけれども、「未来を拓くグリーンでレジリエントな世界都市・東京」を目指していくべきであるとしてございます。こうした都市の姿を実現するための戦略展開として、戦略1～3に加えまして、直面するエネル

ギー危機に迅速に対応し脱炭素化とエネルギー安全保障の一体的実現を目指す施策を「戦略0」と構えまして、それぞれ記載のとおり の体系に沿って環境基本計画の策定を進めてまいりたいと考えております。

横断的・総合的な取組の推進に当たっては、多様な主体の共感と協働により危機に立ち向かい、優れた取組事例の発信、人材確保・育成、行動変容を促進、さらに区市町村との連携を一層強化し、日本全体、地球規模で取り組んでいくことが必要であるとしております。

また、目標設定の考え方といたしましては、2030年までの行動が極めて重要との認識の下、バックキャストの視点で将来を展望し目標を設定するとともに、「隗より始めよ」の精神で都自らの取組を加速し、社会を牽引していくべきであるとしております。

スライド2枚目になります。目指す都市の実現に向けた戦略について、戦略0～3まで説明いたします。「2050年に向けては、2030年までの行動が極めて重要」としてございますが、行動を加速し、2050年に向けた社会基盤を早期に確立していくことが重要と認識してございます。

まず、戦略0「危機を契機とした脱炭素化とエネルギー安全保障の一体的実現」について。直面する夏や冬の電力逼迫やエネルギー危機は長期化が見込まれており、エネルギーの大消費地である東京として、エネルギーを「減らす・創る・蓄める」の観点から、あらゆる対策を講じる必要があります。現在、東京都では、都民・事業者の行動変容の加速に向けて、「HTT」をキーワードに、家庭向けには東京クールホーム、事業者向けには東京クールビズのキャンペーン展開により支援策や対策事例の情報発信強化を開始しておりますけれども、今後もさらなる取組を行いまして、総力戦で危機を乗り切っていく、そして、エネルギー安全保障の確保にも不可欠となるエネルギーの脱炭素化を一刻も早く実現するため、施策の抜本的強化・徹底を図っていくべきであるとしております。

次に、戦略1「エネルギーの脱炭素化と持続可能な資源利用によるゼロエミッションの実現」について。2050年のあるべき姿は、「ゼロエミッション東京」を実現し、さらに世界の「CO<sub>2</sub>排出実質ゼロ」に向けて、サプライチェーンの観点にも着目した取組により貢献をしていくこととしております。2030年目標でございますが、世界が目指す1.5℃目標の達成と整合的な2030年カーボンハーフの達成を目指すほか、再生可能エネルギーによる電力利用割

合を50%程度へ、都内太陽光発電の設備導入量目標について、新たに130万kWから200万kWに引き上げ、乗用車の新車販売台数に占めるゼロエミッションビークルの割合50%など、取組を加速すべきであるとしております。

施策の方向性を右側に記載してございます。脱炭素への社会基盤を早期に確立し、災害レジリエンスの確保、健康的で快適な暮らしへ転換することが必要であるとしております。

脱炭素社会の実現に向けた具体的な施策について、8分野から展開していくこととしております。まず、再エネの基幹エネルギー化に向けましては、都内での地産地消の取組のほか、都外での再エネ設備の新規導入につながる電力調達の仕組みであるPPAや、再エネ電気購入等の拡大を図るべきとしております。

次に、ゼロエミッションビル・住宅の大幅な拡大を図るため、条例改正による制度の新設・強化、具体的には一定の新築住宅等への太陽光発電設備やZEV充電設備の設置義務化や、大規模事業所に対するキャップ&トレード制度の強化などに取り組むべきとしております。また、ゼロエミッション地区形成に向けた取組を促進し、面的にエネルギー需給の最適制御を図るエネルギーマネジメントを促進すべきとしております。

次に、CO<sub>2</sub>排出を抑制する移動手段への転換など、具体的には自転車の利用などを促していくとともに、自動車自体から排出されるCO<sub>2</sub>を減らす取組として、ゼロエミッションモビリティの推進を戦略の1つに位置づけ、ZEVの推進、そのための充電インフラ整備を進めていくべきとしております。

次に、再エネの普及・拡大を水素で支え、エネルギー安定供給に資する水素利用、とりわけグリーン水素の促進を図るべきとしております。

次に、物の作り方、売り方、買い方、使い方を変革し、脱炭素にも貢献する持続可能な資源利用の実現について。東京都は資源循環分野を気候変動対策の柱の1つに位置づけている点が特徴的な政策の考え方でございます。プラスチックや食品ロスなどの資源利用をサプライチェーンの観点から見直し、サーキュラーエコノミーへの移行を進めるべきとしております。

次に、フロン排出ゼロに向けた、ライフサイクル全般に向けた排出削減の取組を推進すべきとしております。

次に、適応策を強力に推進し、都の推進会議の下、ハード対策とDXを活用した情報基盤の整備などのソフト対策により気候変動影響のリスクを最小化するべきであるとしております。

また、「隗より始めよ」の意識の下、全庁一丸となって都の率先行動の加速を大胆に進めるべきとしております。

次に、戦略2「生物多様性の恵みを受け続けられる、自然と共生する豊かな社会の実現」についてでございます。生物多様性につきましては、今後の東京都生物多様性地域戦略の策定に向けまして、自然環境保全審議会において議論が進められており、その議論も踏まえ記述しております。2050年のあるべき姿は、自然に対して畏敬の念を抱きながら、地球規模の持続可能性に配慮し、将来にわたって生物多様性の恵みを受け続けることのできる自然と共生する豊かな社会を目指す。2030年目標といたしましては、あらゆる主体が連携して生物多様性の保全と持続可能な利用を進めることにより、生物多様性を回復軌道に乗せるとしております。自然を基盤とする様々な社会課題の解決策となる取組が、あらゆる主体において推進されるよう取り組む必要があると認識しております。

右側の、施策の方向性について。まず、生物多様性の保全と回復を進め、東京の豊かな自然を後世につなぐ。具体的には、生き物の生息・生育環境の保全、保全地域の公有化や、レンジャーやボランティア団体と連携した自然環境の保全、希少な野生動植物の保全と外来種対策に取り組むべきとしております。また、自然情報の収集・保管・発信を強化し、保全対策を推進すべきとしております。

次に、生物多様性の恵みを持続的に利用し、自然の機能を都民生活の向上に生かす。具体的には、東京産の恵みである木材の地産地消、持続可能な森づくりや農地保全、生物多様性に配慮した農産物の生産、水産資源管理、防災や減災に資するグリーンインフラの推進、楽しい生活につながるエコツーリズム、緑地や市民農園などの整備管理など、自然の機能を活用すべきとしております。

次に、生物多様性の価値を認識し、都内だけでなく地球規模の課題にも対応した行動に変える。具体的には、食料や資源の消費行動が世界の生物多様性に影響を及ぼしている中、都民一人一人の理解促進、自然教育や自然体験活動、緑のボランティアなどを支える人材の育成、都外の地球環境にも配慮・貢献するよう、グリーン購入などを通じて、生物多様性保全

と気候変動対策を同時解決するような行動変容を推進するべきとしております。

最後に、戦略3「都民の安全・健康が確保された、より良質な都市環境の実現」について。2050年のあるべき姿は、世界の大都市で最も水準の高い良好な大気環境を実現、都民の健康等のリスクを最小化、強靱な廃棄物処理体制を確立として、2030年目標を定め、取組の強化を図るべきとしております。

施策の方向性について。まず、大気環境のさらなる向上について。大気汚染等の健康リスクは低減されてきていますが、光化学オキシダントなど環境基準未達の項目もございます。そのため、モニタリング、調査研究、広域連携など、あらゆる視点での取組を実施するべきとしております。また、区市町村と連携したアスベスト対策、騒音振動対策を推進すべきとしております。

次に、化学物質によるリスクの低減について。化学物質による健康リスクに係る正確な情報を全ての関係者が共有しながら意思疎通を図ることが影響を未然に回避するためにも重要であることから、化学物質適正管理制度等を通じた事業者による化学物質の排出量等の把握と適正管理を推進するべき。また、土壌汚染については、持続可能な土壌汚染対策の普及・促進などを行うべきとしております。

次に、廃棄物の適正処理の一層の促進について。超高齢社会の到来をはじめとした社会構造の変化や、災害、廃棄物への対策が必要であり、新たな課題、例えば太陽光発電パネルなどの処理・リサイクルなどもございますが、適切に対応しながら廃棄物の適正処理を一層促進するべきであるとしております。

また、ページの右側、縦書きにしておりますけれども、こうした3+1の戦略につきましては、行政の力だけでは達成できません。政策の実効性を高める横断的・総合的施策が大変重要であり、各分野の相互連関を考慮しながら、区市町村や都外の自治体間での連携強化、海外諸都市と連携した国際貢献や発信など、都民・企業・団体など多様な主体の共感を得て協働による行動の加速を促進すべきとしております。

事務局からの説明は以上でございます。

○高村会長 どうもありがとうございます。

本日の総会に先立って、企画政策部会で御議論いただき了承いただいたものでございます



けれども、本日の総会には、企画政策部会以外に、御出席の委員の先生方もいらっしゃいますので、改めてただいまの企画政策部会の報告につきまして、御意見・コメントなどございましたらお願いできればと思います。時間が限られておりますので、御発言は簡潔にお願いしたいと思います。御発言を御希望の委員がいらっしゃいましたら、Zoomの手挙げ機能ないしはチャット機能でお知らせいただければと思います。いかがでしょうか。

それでは、まず有村委員、その後に山本委員、平林委員とお願いいたします。有村委員、お願いいたします。

○有村委員 申し訳ありません、11時で退出しなければいけないので、最初に発言させていただきます。既にもう2回同じ話をしているので恐縮なのですが、今回この短い期間に、1年にわたった非常に濃密な議論をこういった形で取りまとめていただいた事務局に感謝申し上げます。

そして、施策の方向性としては、カーボンハーフに向けて非常にいろいろな施策の可能性がちりばめられたすばらしいものになっていると思います。その中で、私の場合は脱炭素という視点での政策研究をしておりますので、そういった視点から申し上げますと、非常にいろいろな施策が入っているというところで、すばらしいものになっていると理解しています。

一方で、東京都ではいろいろな柔軟措置も導入しつつ、事業者の人が対応できるような施策にしようということも考慮されているので、その辺がきちんと伝わるような発信にも今後努めていければいいのかなと思っています。具体的な制度設計に関してはこれから詰めていくということなので、そこはしっかりと議論していただきたいと思っております。

以上です。

○高村会長 ありがとうございます。

それでは、山本委員、お願いいたします。

○山本委員 すばらしい中間まとめ（案）だと思っています。私が申し上げるのは、意見として聞いていただければと思っています。

書かれているように、エネルギーの安定供給と安全保障というのは、これからの取組がとて重要だと思っています。特に、我が国は化石燃料の大部分を輸入していますし、大量のお金を支払って買っていますが、国際的な紛争や、いろいろな政治情勢に左右されて、安定

供給も安全保障も危機にさらされることは当然予想されています。ゼロエミッション東京を実現していくために、気象変化に左右される太陽光であるとか風力に加えて、気象変化に比較的影響を受けにくい水力とか地熱とかバイオマスを含む再生可能エネルギーに依存するというのは、これはこれでいいと思います。ただ、非化石燃料、非化石エネルギーという意味で言うと、原子力とか、それから2050年ぐらいまでにはもしかしたら実証炉ではなくて実用炉ができるであろう、核融合炉みたいなもの、ちょっと夢ですけども、そういうものの可能性も書いてあってもよかったかなと思っています。資源のない日本にとっては、やはり技術力を活用して無尽蔵にある水を使ったエネルギーを確保していくようなことを東京都としても宣言し、安定供給と安全保障上そういう方向にシフトして行ってほしいなと思っています。

これは私の考え方の意見ですので、特にどうだということはありません。以上です。

○高村会長 ありがとうございます。

それでは、平林委員、お願いいたします。すみません、この後多くの委員に手を挙げていただいておりますので、できるだけ簡潔にお願いできればと思います。恐縮ですが、よろしくお願いいたします。

○平林委員 芝浦工業大学の平林です。

今年2月・4月に出ましたIPCCのレポートでも、今後10年の行動変容が重要ということで、具体的な施策を入れていただいて、大変すばらしいものだと思います。

一方で、IPCCでは、マルアダプテーションという、短視的な政策が予期せぬ悪影響になる可能性があることが指摘されています。今は予期できないものも含めて、現在の対策がかえって緩和や適応を遅らせたり、他の分野に負の影響を与える可能性があると思います。ですので、今後具体的な政策を進めていく中で、ほかに悪影響がないか確認や点検をし、適切に軌道修正をする仕組みがあるとよいと思いますけれども、それについて何かありましたらよろしく申し上げます。

○高村会長 ありがとうございます。今の点は御質問ですので、事務局のほうに後でお返ししたいと思います。

それでは、坂本委員、お願いいたします。

○坂本委員 私がお聞きしたいところは、概要の戦略3、大気のところですが、2050年の目標をWHOの指標にするということ、それから2030年で10 $\mu$ g以下を目指すと書いてあるのですが、WHOの指針値が2021年の9月に改定され、指針値は今5 $\mu$ gになっています。ということは、PM2.5の基準を2050年には5 $\mu$ g以下、そして2030年には10 $\mu$ g以下で満たすように考えるということでしょうか。これは確認です。数値のところは、115ページ、116ページあたりに書いてありますけれども、あまりはっきり書いていないので、確認させていただければと思います。

○高村会長 ありがとうございます。今の点も、平林委員と同じく確認の御質問だと思いますので、後で事務局からお答えをお願いしたいと思います。

それでは、村上委員、その後に小和田委員、お願いいたします。

○村上臨時委員 ありがとうございます。私も先ほどの概要の部分で結構でございます。再生可能エネルギーの利用割合を増やしていかれるというメッセージが大変よく伝わる内容で、心強い内容だと思っております。

1つ申し上げたいのが、作用・反作用といいますか、例えば太陽光であればパネルのリサイクルであるとか、広大な土地が必要で森林を切り開いてしまわないといけないとか、そういった部分を強調して取り上げるメディアも残念ながらあります。そういうのは分かりやすく語られてしまうので、どうしてもそれだけ取って反対してしまうような感覚というものも一般にはまだまだ多いかと思えます。比較対象として、ほかの発電設備についてリサイクルとか負の作用のところも考えられていたのかとか、評価軸の複雑性というところは、どうしても捨てて考えられてしまいがちですので、今後そういった御意見が来るだろうという前提で、この目標の必要性と、その反作用の部分についても御説明を、先ほどの点とも少し近いですが、御用意していただければ、よりよいなと感じました。

以上でございます。

○高村会長 ありがとうございます。

審議の時間のスケジュールの関係から、改めて御発言を御希望の委員、特に企画政策部会に御出席でなかった委員で、もし御発言の御希望がありましたら、お知らせいただければと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは、小和田委員と高瀬委員に御発言いただいて、事務局に先ほどの御質問をお答え  
いただこうと思います。では、小和田委員、お願いいたします。

○小和田委員 まず、今回の取りまとめ、大変ありがとうございます。非常に網羅的な内容  
となったと思いました。事務局の皆さんの御苦勞に感謝申し上げたいと思います。

その上で、これからこの施策を進めていく上で、事業者として2点コメントさせていただ  
きたいと思います。

まず1つは、今回新たにいろいろな施策に取り組んでいくわけなのですが、これまでも  
我々事業者としてはいろいろ取り組んできたものがございます。省エネの徹底や、そのほか  
様々な取組です。ぜひこうしたことを、継続性という観点からも、今後の取組を強化するに  
当たっては重要視していただきたいと思ってございます。

もう1つは、先ほど有村先生や平林先生からもコメントがございましたけれども、やはり  
軌道修正や柔軟な対応の仕方についても、今後取組を進めていかれるにあたり、ぜひ適宜検  
討していただきたいというお願いでございます。

私からは以上2点でございます。ありがとうございます。

○高村会長 ありがとうございます。

それでは、高瀬委員、それから田中委員で、この審議は一度事務局にお返ししようと思  
います。では、高瀬委員、お願いいたします。

○高瀬委員 すみません、さきほども参加はしていたのですが、1点だけ申し上げたいのが、  
再エネ率とEVの割合について、私が1つやっている「We Mean Business」という国際的な団  
体が、G7サミットに向けたG7加盟国への要請という形で出しているものとして、2030年ま  
でに発電の7割が再エネであること、そして2035年までにZEVの販売が100%であることとい  
うのがございます。こういったことが一応アスクとしてあるということをお伝えしたいと思  
った次第です。

以上です。

○高村会長 ありがとうございます。

それでは、最後に田中委員、お願いいたします。

○田中臨時委員 ありがとうございます。特にコメントというか修正の意見はなかったので

スキップしようと思ったのですが、コメントさせていただきます。

今回は非常に目標も高く、包括的な施策を出していただいて、私も非常に感謝しております。私の関係では、電気自動車ですとかデジタルを使った、デジタル化が目的ではなくて、その先の脱炭素化とか省エネ化といったところにつなげてもらって、非常にありがたいなと思っています。

あと、「HTT」も標語として使いやすいフレーズだなと思いますので、ぜひ宣伝していただければと思いますが、そこに関して1点だけコメントすると、脱炭素化をやると、生活指導というか、ちょっと頑張らなきゃとか、少しコスト増になるというイメージなのですが、うまくデジタル化、再エネを使うと、ふんだんにエネルギーを使える時間帯や場所やタイミングというのがあるので、こういった我慢する形ではなくて、この恩恵を享受できるような形の可能性というのも少し発信できたらいいかなと思いました。

私からは以上です。大変ありがとうございました。

○高村会長 ありがとうございます。

先生方に御発言いただきました内容について、特に先ほど平林委員と坂本委員から御質問があったと思いますので、事務局のほうから確認の御質問についてお答えいただけますでしょうか。

○福安政策調整担当課長 貴重な御意見ありがとうございます。

今回の基本計画の中では、1つポイントといたしまして、1つの活動が様々な便益につながっていく。例えば気候変動と生物多様性の連関という観点で1つ打ち出しております。一方で、平林委員と村上委員からもお話がございましたが、作用・反作用という側面があるのではないかとこのところも御指摘のとおりかと思っております。再エネの導入拡大につきましても、持続可能性への配慮などという柔軟に対応する観点は非常に重要と考えてございます。今後、パブリックコメントなども踏まえまして、最終答申に向けて引き続き内容を詰めていきたいと考えてございます。御意見ありがとうございます。

また、もう1点、大気環境で御質問がございましたので、御回答を差し上げます。少々お待ちください。

○鈴木環境改善部長 環境改善部長の鈴木でございます。

先ほど坂本委員のほうから御質問がございました、PM2.5の指針値について、WHOの指針値ということでもいいのかという御質問だったかと思いますがけれども、私どものほうでも基本的にこのWHOの指針というのは認識しております。ただ、基本的には、2030年目標としては10 $\mu$ gを目標にしてまず取り組むということにしております。5 $\mu$ gという2050年の指針値についても了解しておりますけれども、まずは2030年までに10 $\mu$ gという目標を掲げて、各測定局が10 $\mu$ gを達成するように取り組んでいくということにしております。2050年の長期的な目標につきましては、またWHO等の指針の改定等も予想されるので今は数値を示していないということなのですが、踏まえまして対応してまいりたいと考えております。

○高村会長 ありがとうございます。

事務局から御質問についてお答えいただきましたけれども、先ほどの平林委員と小和田委員の御発言にも関わるかと思いますが、進捗をしながら、しかも様々なシナジーですとか、あるいは場合によってはトレードオフの可能性もあるので、進行状況をしっかり見据えながら進捗管理をし、しっかりそれを生かして、場合によっては追加的な、あるいは施策の修正が必要だという御指摘であったかと思っております。この環境基本計画も私の理解では、そうしたしっかりした進捗の管理、場合によっては見直しが必要だという認識であろうかと思っております。

今、多くの委員から御指摘いただきましたけれども、基本的な内容について御異論があるというよりは、今後の進め方について幾つか留意をすべき点として御指摘いただいたというふうに思っております。これに先立ちます企画政策部会におきましても、さらに中間のまとめをよりよくする若干の修正案ですとか、あるいは今後の取扱いにつきまして、都民・事業者とのコミュニケーションも含めて御指摘いただいております。

御提案でございますけれども、まずこの中間のまとめ（案）につきまして、企画政策部会とただいまの総会で頂きました意見で、直ちに反映できそうなところは事務局と相談をして修正したいと思っておりますけれども、その点につきましては御一任を頂けないかと。いずれにしても、この後パブリックコメントを行い、さらにそれを受けまして企画政策部会、そして総会で最終的に取りまとめいただくという理解でおります。したがって、今回の中間のまとめ（案）につきましては、こうした形で御了承いただいたものとして都知事のほうに報告

させていただきたいと考えておりますけれども、差し支えございませんでしょうか。

(「異議なし」「結構です」「よろしくお願いします」の声あり)

○高村会長 ありがとうございます。

それでは、今そのような取扱いとして御了承いただいたということで、そのような内容をこの審議会の中間のまとめとして都知事に報告させていただきたいと考えております。ありがとうございました。

それでは、続きまして、議題(2)「環境確保条例の改正(中間のまとめ(案))」の審議に移らせていただきます。

初めに、環境確保条例の改正(中間のまとめ(案))に関わります企画政策部会の審議経過について、部会長としての高村から御報告をいたします。その後、その概要について事務局から御説明をお願いしたいと思います。

皆様も御存じのとおり、脱炭素社会の実現に向けて、今は国も世界も大きく動いている中、2030年に向けた行動を早期に強力に進めていく必要があるという観点から、環境確保条例の改正につきまして昨年10月22日に都知事から環境審議会に諮問を頂きました。同日、この10月22日に企画政策部会に付議されております。この審議に当たりましては、より専門的な幅広い知見を頂く、そして機動的な検討を進めるという観点から、企画政策部会の委員と臨時委員によって構成されます「カーボンハーフ実現に向けた条例改正のあり方検討会」を設置いたしました。企画政策部会の下に設置をし、11月29日の第1回の開催から本日まで実に7回にわたって審議を進めてまいりました。

これまで東京都は、建築物環境計画書制度、温室効果ガス排出総量削減義務と排出量取引制度、温暖化対策報告書制度、地域におけるエネルギーの有効利用計画制度、エネルギー環境計画書制度といった様々な施策を実施してまいりましたけれども、さらにそれらに加えまして、住宅等の一定の新築中小建築物に対する新たな制度として、カーボンハーフの実現に向けた今後の制度のあり方などを検討してまいりました。審議に当たりましては、専門的知見をお持ちの委員による議論だけではなく、関連団体等から意見をお聞きする場を設け、13の団体・事業者から意見を頂いております。そうした意見を踏まえて、より実効性のある制度とするための議論をこれまで深めてまいりました。

本日は、これまで審議を行いました内容について、一定の結論を得ましたので、この総会に中間のまとめとして報告をするものでございます。この後もパブリックコメントにおける都民・事業者の皆様などからの御意見を踏まえて、最終答申に向けてさらに議論を深めてまいります。

それでは、続きまして、審議経過に加えて中間のまとめ（案）の概要について、事務局から御説明をお願いできますでしょうか。

○福安政策調整担当課長 それでは、資料4「東京都環境審議会 環境確保条例の改正（中間のまとめ案）【概要】」を使って説明させていただきます。

最初に、気候変動・エネルギーを取り巻く背景についてでございます。直面するエネルギー危機について、今般のウクライナ情勢によりまして改めてエネルギーの危機が認識されておりますが、その背景には化石燃料に依存した社会の脆弱性という構造的リスクが大きく影響していると認識するべきである。本年3月には、東京電力の管内で電力需給逼迫警報が初めて発令されたこと、今後の情勢も見据えると影響の長期化が懸念される。大規模な気象災害が頻発し、日本でも災害級と形容されるような被害が身近な生活領域にももたらされているなど、気候危機はさらに深刻化している。こうした状況を踏まえると、化石燃料に依存する我が国では、脱炭素化の取組、つまり再生可能エネルギーの基幹エネルギー化や、ビル・住宅など建物のゼロエミッション化の取組はエネルギー安全保障の確保と一体として捉えるべきであり、その認識が改めて明らかになったとしてございます。

次に、2030年カーボンハーフに向けた制度強化の基本的考え方についてです。まず、直面する危機を乗り越えるため、先ほどの基本計画の改定の中でも述べておりますが、エネルギーを省エネにより「減らす」、太陽光発電設備を設置して自ら「創る」、蓄電池や電気自動車などを使って電気を「蓄める」の徹底が必要であるとしてございます。具体的には、最初に建物のゼロエミッション化が必要であり、都内CO<sub>2</sub>排出量の約7割を占める建物対策、これは地域を面的にエネルギーマネジメントしていく観点も含め取組の強化が必要である。次に、再エネの基幹エネルギー化が必要であり、東京において再エネ電力を調達しやすいビジネス環境の構築が重要。さらに、ビジネスの世界では日本企業においても金融や投資家などから気候変動影響リスクに関する情報開示が求められております。また、サプライチェーンにお



いて脱炭素経営が取引条件の1つになる動きが強まってきていることから、CO<sub>2</sub>削減に意欲的に取り組む事業者を都の制度が後押ししていくべきであるとしてございます。

こうした基本的考え方に基づく条例・制度の強化・拡充に取り組むことで、矢印の右側になりますけれども、2030年カーボンハーフの実現に向けたあらゆる主体の行動を加速し、脱炭素に向けた社会基盤を早期に確立するべきである。また、脱炭素の観点のみならず、脱炭素の取組は他の社会課題の解決を同時実現する取組である。すなわち、災害へのレジリエンスを確保しながら、健康的で快適な暮らしへの転換を図るとともに、脱炭素型の事業活動ができる、投資や企業を引きつける魅力ある都市を実現していくべきであるとしております。

次に、制度強化・拡充のポイントについて、今回御検討いただきました6つの条例制度、うち1つは新設の制度でございますが、実効性のある制度のあり方について、関連事業者・団体の皆様からの意見表明、計13社からの御意見を受けまして、審議会での御議論を踏まえ、中間的な取りまとめとしてございます。

新築建物対策について。延床面積が2,000m<sup>2</sup>以上のビルやマンションを対象とする建築物環境計画書制度の強化についてです。

制度強化のポイントについて、まず太陽光発電設備等の設置については、これまでの検討を義務づける制度から設置を義務とする制度とし、ゼロエミッションビークルの充電設備設置に関する義務基準の新設、また、断熱・省エネ性能の義務基準については、マンション等の住宅も含めて、国基準以上を確保するよう強化するべきであるとしております。さらに、優れた取組を誘導していくため、3段階の評価基準を強化し、より大容量な再エネ設備の設置、再エネ電力等の利用、高度なエネマネ等への備えのほか、木材などの低炭素資材の利用、生物多様性に配慮した緑化などのさらなる取組を誘導すべきであるとしております。

次に、その下、住宅等の一定の中小新築建物への新制度の創設についてです。建物の延床面積が2,000m<sup>2</sup>未満の中小規模の新築ビル・住宅を対象としております。都民生活の基盤でございます住宅などにつきまして、断熱と省エネ性能を高め、健康で快適な居住空間を確保すること。太陽光発電や蓄電池などの利用により、レジリエントな健康住宅へアップデートしていくこと。これは脱炭素に限らない多様なメリットをもたらします。具体的には、居住者の健康性の向上、災害時、停電した際には自立運転により太陽光発電を活用して電源を確

保できるなど、最低限の日常生活や活動を支える点、また経済性も向上してきている点などもございます。また、太陽光発電につきましては、初期投資ゼロで設置できるサービスなども普及しつつございます。新築する機会を捉えまして、こうした住宅等を標準化するとともに、より高い水準へ誘導する制度を構築すべきであるとしております。

制度強化のポイントでございますが、まず、制度対象者につきましては、住宅等を供給する事業者として年間で延べ床面積合計2万㎡以上供給する事業者を対象に、太陽光発電設備等の設置義務、ZEV充電設備の設置に関する義務基準の新設、断熱・省エネ性能の義務基準を国基準以上に設定し、その確保を義務とする制度を導入すべきであるとしております。なお、太陽光発電設備の設置義務化に当たりましては、都内には狭小な住宅用地が多いこと、また日照条件も異なることから、個別の住宅ごとに一律に設置を求めることには課題がございますので、個別の住宅ごとに設置を義務づけるのではなく、一定の中小規模の新築建物を供給する事業者に対しまして、事業者単位で総量として設置義務量を課す仕組みとするなど、柔軟に義務履行ができるよう制度上の工夫を図るべきであるとしてございます。また、誘導基準も併せて導入し、東京ゼロエミ住宅やZEHなどの供給に積極的に取り組む事業者の後押しを図っていくべきとしております。

次に、右側のボックス、既存建物対策について。大規模事業所に対するキャップ&トレード、総量削減義務と排出量取引制度の強化についてです。対象事業所を取り巻く環境は大きく変化しており、気候変動情報の開示を進める動き、SBTやTCFDに参加する企業、RE100を宣言する企業などが増加傾向にあるというところでございます。また、大規模事業所におきましては、テナントビルの入居テナント向けに再エネ100%電気を供給する動きや、PPAによる電力調達、非化石証書の直接購入など、再エネ電気の調達手法の多様化も進んでおります。

制度強化のポイントでございますけれども、まず、次期計画期間の削減義務率につきましては、2030年カーボンハーフビルやその先のゼロエミッションビルを見据えた水準に設定すべきとしております。また、再エネ設備の導入や再エネ電気利用について、新たに目標設定や取組状況等の報告・公表を義務づけ、計画的な取組を促進すべき。再エネによる削減量の評価に当たっては、追加性や持続可能性等を考慮した評価の実施可能性を検討すべきとしております。さらに、再エネ導入に向けた事業所の動向や調達手法の多様化を踏まえまして、

義務履行に関する再エネ利用の対象範囲の拡大なども検討いたしまして、さらに再エネ利用を進める仕組みの導入のほか、積極的な取組を後押しするインセンティブ策の導入を図るべきとしております。

次に、その下、既存の中小規模事業所を対象とした地球温暖化対策報告書制度の強化・拡充についてです。本制度の対象事業者には上場企業等が多いことにも関連いたしまして、先ほどの大規模事業所と同様に、気候変動情報の開示を進める動きですとか、サプライチェーンの観点で取引先企業から脱炭素行動を要請される動きなどが増えてきてございます。

制度強化のポイントにつきまして、まず東京都として提出義務者に対して、事業所及び事業者として、2030年に向けて取り組むべき省エネ・再エネ利用に関する目標となる達成水準を提示するとともに、提出義務者においては都が示した各水準の達成に向けた推進計画を策定し、その達成状況について毎年度、都に報告し、公表を義務づけるべきとしております。また、再エネ利用に関する報告内容の充実を図り、意欲的な企業を適正に評価できるよう強化し、さらなる再エネ利用拡大のインセンティブとしていくべきであるとしております。

次に、その下、大規模な都市開発における地域エネルギー有効利用計画制度の強化・拡充についてです。今後の都市開発においては、ゼロエミ地区の創出に向けた土壌をつくっていく必要がございます。デジタル技術などの進展によりまして、街区全体でのエネルギー需給の連携制御なども始まってきております。

制度強化のポイントにつきまして、まず、都が策定するガイドラインを踏まえ、開発事業者自らが基本設計や詳細設計の段階など、開発計画検討のより早い段階で脱炭素化を見据えた方針を策定し、公表する制度に再構築すべきである。その際には、エネルギー有効利用というこれまでの枠を超えた多面的な取組、具体的には、資源循環、生物多様性、適応策、レジリエンスなども含めた幅広い観点から、2030年、2050年を見据えた計画的な脱炭素の都市づくりを誘導すべきであるとしております。次に、高度なエネルギーマネジメントなどの積極的かつ他の開発への波及が期待される取組などを行った事業者が評価されるよう、都による公表の方法や内容を拡充すべきとしております。また、地域冷暖房区域における脱炭素化の推進について、熱供給における再エネ利用などを評価するとともに、今後の取組の検討を求める仕組みに拡充し、また、電力需給調整に貢献する取組など、今後積極的な導入が期

待される取組の検討を求める仕組みを拡充すべきとしております。

なお、\*に記載しておりますが、条例制度の強化と併せまして、既存施策を通して既存の開発地区を含め、高度なエネルギーマネジメントの拡大・広域化を促進すべきとしております。

最後に、都内への再エネ電力供給の促進について。脱炭素社会の実現に向け、再エネの基幹エネルギー化が必要でございます。その実現には、自家消費だけではなくて、系統電力の再エネ割合の拡大を加速させることが不可欠でございます。そのため、電気供給事業者等による再エネ由来電気の供給拡大を一層促進すべきということで、中間のまとめとしてございます。

まずポイントといたしまして、都は電気事業者が定める目標の指針として、新たに都内への供給電力に占める再エネ割合の2030年度目標水準を設定し、各供給事業者に提示すべきである。その上で、各電気事業者を対象に、2030年度目標の設定と各年度における計画の策定、これらの報告・公表を義務づけるべきとしております。次に、進捗を確認するため、都内供給電力の再エネ電力割合、電源構成について、各年度の実績の報告・公表を義務づけるべき。再エネ電源の開発をさらに加速するため、特に前年度に新たに設置された再エネ電源からの調達に着目し、実績の報告・公表を義務づけるべきとしております。また、多様な再エネ電力メニューから選択できる環境の整備として、全ての供給事業者を対象に、メニューごとの再エネ電力割合等の情報の報告・公表を義務づけるとともに、都としてもオープンデータなども活用しまして、意欲的な事業者を後押しする仕組みを構築すべきとしております。

以上、条例改正に関する中間のまとめ（案）につきまして、事務局からの御説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○高村会長 ありがとうございます。

それでは、ただいま御説明がありました環境確保条例改正（中間のまとめ案）につきまして、御意見・コメントなどございましたら御発言をお願いできればと思います。御発言を御希望の方は、Zoomの手挙げ機能ないしはチャットで教えていただければと思います。

それでは、高瀬委員、お願いいたします。

○高瀬委員 1点だけ申し上げたいのが、再エネの供給の部分について入れていただいてあ

りがとうございます。こういったまとめ資料に関しても、できれば持続可能性への配慮というか、地域環境を壊していないかチェックすることや、オープンデータ化についておっしゃっていただいたので、それを第三者がチェックできる機能などについて一言入れていただくと、よからぬ批判が避けられるのではないかと思います。

以上です。ありがとうございます。

○高村会長 ありがとうございます。

ほかに、御発言を御希望の委員はいらっしゃるでしょうか。畠山委員、お願いいたします。

○畠山委員 ありがとうございます。私は当該委員会の委員ではございませんし、中身を十分に理解できているわけではないので、一市民としてお尋ねしたいのですが、住宅に対する太陽光発電の設備の義務化が一気に提案されているような気がするのですが、段階的に、例えば補助金等によってインセンティブをつけて設置率を高めていくというような手法を経ずに、一気に義務化するという形になった場合、一般的な市民の対応について、十分な検討は事前になされているのでしょうか。こういうものはすぐ受け入れられるというふうにお考えなのか。その辺のところをお伺いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○高村会長 ありがとうございます。今、畠山先生から御指摘があった点は、後で事務局から御説明いただこうと思います。

それでは、山下委員、お願いいたします。

○山下臨時委員 事務局のほうに御回答いただけることが一番だと思っておりますが、今御質問がありました件に関しては、特に中小規模新築建物・住宅等について、新築あるいは既存の建物、その建築を行う方あるいは建物の使用者に対して、環境性能も含む丁寧な説明が必要だというのは、御指摘のとおりだろうと思います。資料のほうを御参照いただけますと、従前の東京ゼロエミ住宅の実績を踏まえた上での取組の強化、新設ということについても検討しておりますので、詳細については事務局のほうから御説明賜ればと思います。

失礼いたしました。

○高村会長 山下委員、ありがとうございます。審議の中で様々議論をしてきた点でもあろうかと思います。ありがとうございます。

ほかに御発言を御希望の委員はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

もし御発言の御希望がないようでしたら、先ほど畠山先生から頂いた件について、これまでの施策・検討状況を踏まえた今回の御提案を、少し事務局から補足いただいたらよいのではないかと思います。事務局から、いかがでしょうか。

○福安政策調整担当課長 御意見ありがとうございます。

住宅等への太陽光発電設備の設置、断熱・省エネ制度などの一定の性能の確保等を義務とする制度の御提案についてでございます。御説明させていただいた中でも、都民・事業者の皆様、あと住宅供給事業者の皆様にも柔軟に取り組んでいただけるような制度設計のあり方について、これまで条例改正のあり方検討会の中でも御議論させていただいてまいりました。支援策につきましては、東京都では太陽光発電の補助制度などは2009年度から順次進めてございまして、また国のFIT制度の導入などもあって、導入は進んできているところでございます。一方で、東京はエネルギーの大消費地であることから、太陽光発電などエネルギーの地産地消を進めていくということも、大都市東京、大消費地東京としての1つの責務かと認識してございます。こういった観点も踏まえまして、今後のパブリックコメントでも丁寧に御意見を伺い、説明を行いながら、審議会での議論もさらに深めつつ、制度の設計を進めてまいりたいと考えてございます。貴重な御意見、ありがとうございます。

○高村会長 ありがとうございます。

ほかに御意見はございますでしょうか。御発言を御希望の委員はいらっしゃいますでしょうか。よろしいでしょうか。ありがとうございます。

こちらの条例改正の検討については、今それぞれの委員から御発言も頂きましたけれども、やはり丁寧な説明が必要だという山下委員の御指摘、そして今事務局からもありましたけれども、これまで支援も含めて対策を積み重ねてきた上で、国のほうも建築物省エネ法の改正等々で対策を強化しようとしておりますけれども、こうした対策が持っているレジリエンスですとか、災害時の電力供給等々ですとか、あるいは健康上のメリット等々も含めた都民・事業者の皆様とのしっかりした対話・コミュニケーションが必要かなと思っております。大変重要な御指摘を頂いたかと思っております。

それでは、ただいまも非常に重要な御意見を頂きましたけれども、大きな方向性について

は御異論がないという理解をしております。もしよろしければ、この審議会として環境確保条例の改正（中間のまとめ（案））につきまして了承したいと考えておりますけれども、いかがでしょうか。

（「異議ありません」「よろしく願いいたします」の声あり）

○高村会長 ありがとうございます。ただいま総会におきまして了承いただいたと理解いたしました。今御承認いただきました内容を、この審議会の中間まとめとして都知事に報告をさせていただきたいと思っております。

本日頂きました御意見も含め、パブリックコメントでも恐らく多くの御意見を頂けるものと思っておりますので、改めてそれを踏まえて最終答申に向けて検討を進めていきたいと思っております。

この中間の取りまとめに関しては、条例改正のあり方に関する検討会に、審議において非常に重要な役割を果たしていただきました。特に、取りまとめの中心となっていただきました田辺座長をはじめとした委員の先生方に、改めてお礼申し上げたいと思っております。

それでは、次に議題（3）でございます。「第9次水質総量削減計画の策定及び総量規制基準の設定について（答申（案））」の審議に移らせていただきます。

それでは、初めに、議題名でもあります第9次水質総量削減計画の策定及び総量規制基準の設定について（答申（案））の概要につきまして、事務局から御説明をお願いしたいと思います。

○清野水環境課長 それでは、第9次水質総量削減計画の策定及び総量規制基準の設定について御説明いたします。

まず、資料5-1「水質総量削減制度について（概要）」、こちらの資料に基づきまして御説明をさせていただきます。

この制度は、東京湾の水質改善を図る制度でございます。東京湾は湾の出入り口が狭く、水の出入りが悪い閉鎖性水域でございます。また、人口や産業が高度に集積しているエリアでもあり、汚濁物質が多く流入し、たまりやすいという特徴がございます。

この制度が導入されるまでは、排水基準を、いわゆる濃度規制を設けて規制を行ってまいりました。ただ、低い濃度で基準に適合する排水であったとしても、排水量が多ければ水域に排出される汚濁物質のトータルの量は多くなるということから、濃度規制だけで水質改善を

図るには限界がありました。このため、東京湾や大阪湾など、他の幾つかの国内の閉鎖性水域におきましては、濃度規制に加え、水域に排出される生活排水をはじめとする排水の汚濁物質の総量を削減させていく水質総量削減制度が昭和54年度に導入されております。この制度に基づきまして、これまで8次にわたり総量削減計画の策定や工場・事業場に対する総量規制基準の設定を行ってきておりますが、今回新たな計画を定め、併せて基準も見直しを図っていくというものでございます。

次に、計画策定の手順を御説明させていただきたいと思っております。概要の表の部分でございます。法に基づきまして5年ごとに改定してきております。まず、表の左側、「国」とありますが、環境大臣が都府県別の汚濁物質の5年後の削減目標量ですとか、目標達成のための基本事項を示した総量削減基本方針を定めるものでございます。表の右側、各都府県の知事はこれを踏まえまして、汚濁物質の削減目標量や目標達成の方途を示しました総量削減計画を定めることになっております。

次に、総量規制基準でございますが、2ページを御覧ください。「総量規制基準とは」ということを少し説明させていただいている箇所がございます。「3 総量規制基準（答申案）の概要」のところでございますけれども、総量規制基準は事業場ごとに1日に排出が許容される汚濁物質の総量のことでございます。これは河川や東京湾に排出いたします汚濁物質の量を規制するものでございまして、いわゆる工場ですとか事業場に課される基準ということでございます。各事業場の1日の排水量、ボリュームに対しまして、業種ごとに基準に係る濃度を設定してございまして、この基準濃度を「C値」と呼んでおりますが、この掛け算でトータルの量を規制する基準値が計算されるということになっております。最終的には、このC値を、国が定めた範囲内で具体的に知事が定めるという制度になっております。

恐縮ですが、1ページお戻りいただきまして、1ページの概要の表を改めて御覧ください。このC値の範囲を業種ごとに、上限値、下限値という幅でもって国がまず示す形になっております。それを踏まえまして、その幅の範囲内で都は具体的なC値を業種ごとに設定していくというものでございます。

総量削減制度の対象となります項目につきましては、表の下にお示ししておりますとおり、「化学的酸素要求量（COD）」と呼ばれる汚濁物質の指標となる項目、それから「窒素含有



量」、「りん含有量」の3項目となっております。このような制度に基づきまして、今回5年ぶりに第9次総量削減計画の策定及び総量規制基準の見直しを行いました。

第9次総量削減計画（案）は資料5-2、それから総量規制基準（案）は資料5-3にお示ししてございますが、時間の関係もございますので、それぞれの案の概要を資料5-1にお示しいたしましたので、こちらの資料を中心に御説明させていただきます。

まず、第9次総量削減計画（案）でございますが、1ページの中ほどより2ページ上段にかけて概要をお示ししております。

(1) といたしまして、対象となります3物質の削減目標量を資料の下側の表にお示しております。第9次計画の削減目標量、つまり令和6年度における汚濁負荷量は、国が定めた総量削減基本方針のとおり、令和元年度——こちらは第8次の計画の目標年度となりますけれども——の実績値と同程度の値としております。

(2) に、主な施策ということで、削減目標量の表の下側に幾つか施策をまとめさせていただいております。参考までに申し上げますと、都内の汚濁負荷の大部分は、下水道で処理されて川や海に排出された処理水に由来するものでございます。下水道普及率は、既に概成100%を達成しておりまして、今後、下水道整備による汚濁負荷の大幅な改善が見込めない状況でございます。また、目標年度の令和6年度に向けて、再開発等に伴い一部地域で人口の増加が見込まれております。下水処理場の汚濁負荷、ひいてはその処理水の負荷量も増加するということが予想されております。このような状況の中で、気候変動対策や資源循環にも配慮しつつ、負荷削減に努めることとしております。まず、下水処理場における水処理の最適化や水質改善と省エネルギーの両立を図る運転管理、主に窒素・りんを減らす目的で導入されております準高度処理等のさらなる導入といった取組を推進していくことが、施策の柱になっております。それと併せまして、合流式下水道の改善ですとか、先ほど申し上げました総量規制基準が適用される事業場に対して基準遵守の徹底を求めていく等の施策を総合的に組み合わせまして、負荷削減に取り組んでいこうという案になってございます。

また、2ページに移りまして、(3) 「その他汚濁負荷量の削減及び水環境の改善に関し必要な事項」ということで、生物多様性の恵みを受け続けることのできる豊かな海の創出に向けて、多様な主体と広く価値観を共有・連携し、水辺環境の保全・改善にも取り組んでいく

という案になっております。

次に、「3 総量規制基準（答申案）の概要」というところでございます。先ほど御説明いたしました、基準濃度C値でございますけれども、環境大臣が215の業種を対象に上限値、つまり緩い値、それと下限値、つまり厳しい値を定めております。その範囲内で都が具体的にC値を設定しております。今回国は、CODの1業種についてのみC値の上限値をさらに厳しい側に引き下げる見直しを行い、昨年10月に告示しておりますが、この業種につきましては、都のC値は既に国の下限値、すなわち一番厳しい値と同じ値であり、見直しの必要はございません。このほか、4業種のCODについて、実態に合わせてC値の見直しを行い、そのほかについてはC値を据え置く案といたしました。全215業種のC値につきまして、COD、窒素含有量、りん含有量の順番で資料5-3にまとめておりますが、詳細にわたりますため、ここでは御説明は割愛させていただきます。

次に、資料5-4を御覧ください。今年の2月14日の水質土壌部会で御審議いただいた内容を踏まえまして、総量削減計画（案）及び総量規制基準（案）についてパブリックコメントを実施いたしました。その募集結果でございます。募集期間としましては、今年の2月28日から3月29日までの1か月間。総量削減計画（案）につきまして、1通3件の御意見を頂きました。御意見につきましては、表の左側に御意見の概要を、右側に都の見解を整理しております。頂きました3件の御意見は、いずれも合流式下水道に関連するものでございました。御意見の内容としましては、合流式下水道の部分分流化について、「全面的に分流化してほしい」というものでございます。これに関連して、雨水浸透及び貯留や大規模建築物への雨水利用システムの導入についての御意見を頂きましたが、計画案の変更はございません。

それから、今後の予定でございますけれども、再び資料5-1に戻っていただきまして、2ページの「4 スケジュール」でございます。本日この後、答申を頂きました場合には、その後、区市町村長への意見照会、環境大臣への協議を踏まえまして、9月～10月頃をめどに第9次水質総量削減計画の公告及び総量規制基準を告示できるよう、作業を進めてまいりたいと思っております。

以上、第9次水質総量削減計画の策定及び総量規制基準の設定についての御説明でございます。事務局からは以上でございます。

○高村会長 御説明、どうもありがとうございました。

続いて、当該答申（案）に関して、水質土壌部会での審議経過について、小野部会長から御報告をお願いできればと思います。

○小野部会長 産業技術総合研究所の小野と申します。

会長より付議を頂きました第9次水質総量削減計画の策定及び総量規制基準の設定について、水質土壌部会において行いました審議の経過と審査結果を報告させていただきます。

同部会におきまして、今年の2月14日及び4月22日の2回の審議を行いました。国が今年の1月24日に策定し知事に通知をしました総量削減基本方針に基づき、知事が策定する第9次水質総量削減計画における目標達成の方途及び事業者が遵守しなければいけない総量規制基準について議論をさせていただきました。

総量削減計画につきましては、目標達成の方途としまして、都内の下水道の普及率はほぼ100%達成しているため、今後は汚濁負荷の大きな削減が見込めない状況にあります。さらに、一部の地域では再開発等に伴い人口増加が見込まれており、下水処理場への汚濁負荷が相当程度増加することが予想されています。そうした状況の下、水環境のさらなる改善に向けて、下水処理の高度化等の取組を引き続き着実に進めていくことが必要です。あわせて、気候変動対策等が求められる現在、水質改善と省エネルギーとの両立を図ることや、資源循環の視点も重要になります。このような考えに基づき、計画（案）を部会で検討いたしました。その他、汚濁負荷量の削減及び水環境の改善に関しまして必要な事項についても、生物多様性の重要性や関係者の連携といった視点も踏まえまして、計画（案）を検討いたしました。その結果、第9次水質総量削減計画（案）につきましては、資料5-2に示しました案が妥当であると考えております。

次に、総量規制基準につきましては、国の中央環境審議会の第9次水質総量削減の在り方答申及び国によるC値の範囲の見直し内容を踏まえるとともに、都内の事業場の実態に合わせ4つの業種のCODについて見直し、それ以外は据え置くとした資料5-3に示しました案が妥当であると考えております。

以上、水質土壌部会の審議経過と結果の御報告をいたしました。

○高村会長 小野部会長、どうもありがとうございました。

それで、ただいま事務局と部会長から頂きました水質土壌部会の報告につきまして、御意見などがございましたらお願いしたいと思います。すみません、若干私の采配が悪くて時間が押しておりますこともありまして、御発言の場合には簡潔にお願いできればと思います。

それでは、遠藤委員、お願いいたします。

○遠藤委員 おまとめ、ありがとうございました。

簡潔に申しますと、下水の処理について、これからますます増えていくということで、高度処理ということが議論されまして、それについてはそのとおりなのです。電気代がかかるということもあって、そういう観点が主に論じられたと思いますが、環境基本計画のあり方の中で、資源循環という観点から、リンなどの採取ということについて特にスポットが当てられていますので、このような点についても御配慮いただいて今後進めていただきたいと思っています。

意見というよりも感想でございます。ありがとうございました。

○高村会長 遠藤委員、ありがとうございました。

それでは、続いて鈴木委員、お願いいたします。

○鈴木委員 今の御意見に関連してなのですが、本件はリンを環境汚染物質として見た場合の枠組みなので、それについては全く異論ありませんが、リンを貴重な有用資源として見た場合は、もう一つ大きい枠組みで見ると必要があると思うのです。今日は多分野の方が集まっているので、あえて問題提起すると、やはり下水処理場で回収・除去したリンの行方が問題だと思います。回収・除去した段階で水質汚濁防止の用は済んだわけですが、問題は、その回収したリンは現実には焼いて焼却して、不溶性にして埋め立てているのです。一部はセメントの材料なんかにして、これも道路の中に埋められています。

そういう焼却した汚泥は、実はかなり濃度の高いリンの鉱石に近いので、私は下水処理場はリンの都市鉱山だと思うのですけれども、これを酸で再処理して、法律に適合した肥料として再利用する技術はもうできているのです。幾つかの自治体は、採算には合わなくても、資源循環の観点で条例をつくって、プラントを追加して、地域の野菜ブランド化に活用しているという事例も既に出ています。ですから、東京都としては、回収した貴重なリンを埋め立てて処分するのではなくて、再利用する工夫を具体的に検討する段階だと思うのです。リ

ンと同時に、カリウムも回収できるそうです。国際的緊張が高まっているので、リンの価格は高騰するし、入手が難しくなっているため、これを検討する余地はかなり高くなっているのではないかと思います。

以上、御提案です。

○高村会長 ありがとうございます。

ほかに御発言を御希望の委員はいらっしゃいますでしょうか。よろしいでしょうか。ありがとうございます。

ただいま遠藤委員と鈴木委員から御指摘があった点は、今回御提案いただいている汚染物質削減の観点から答申（案）については了としつつ、しかし、その過程の中で回収される有用な資源の活用について、さらに検討が必要ではないかという御意見であったかと思っております。これは環境基本計画等々の議論にも関わる点かと思えますけれども、基本的な水質の観点からの総量削減計画、総量規制基準については、御異論がなかったというふうに理解をしております。

そうした観点から、この答申（案）につきまして、この審議会として了承したいと思えますけれども、いかがでしょうか。

（「結構でございます」「異議ありません」の声あり）

○高村会長 ありがとうございます。

あわせて、先ほど両委員から御指摘もありましたように、改めて資源循環の観点、かつ有用資源の活用という観点から、さらにその課題について東京都の施策の中で御検討いただきたいと思えます。ありがとうございました。

それでは、水質土壌部会からの御報告につきまして御了承いただきましたので、この内容を本審議会の答申として都知事に報告させていただきたいと存じます。小野部会長をはじめ、水質土壌部会の先生方、御審議に当たっていただきました委員の先生方にお礼申し上げます。

それでは、本日皆様に御承認いただきました答申1件、そして中間まとめ2件につきまして、オンライン上ではございますけれども、栗岡局長にお渡しをしたいと存じます。栗岡局長、よろしくお願いいたします。なお、答申及び中間まとめの原本は、審議会の後に改めてお渡しいたします。

栗岡局長、本日の答申1件、中間まとめ2件について、お渡ししたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

(答申及び中間まとめ 手交)

○栗岡環境局長 ありがとうございます。Web上ではございますが、答申及び中間まとめについて、確かに受け取りました。ありがとうございます。

○高村会長 ありがとうございます。

それでは、以上をもちまして本日予定している議事は全て終了いたしました。

これ以降につきましては、事務局に議事を引き継ぎたいと思います。本日、検討会、企画政策部会からの御出席の皆様、本当に朝早くから御出席いただきました。お忙しい中お時間を頂きましたこと、改めてお礼申し上げたいと思います。どうもありがとうございました。

○福安政策調整担当課長 事務局でございます。委員の皆様におかれましては、長時間にわたり御審議いただきまして、ありがとうございました。

それでは、ここで東京都環境局長の栗岡より御挨拶を申し上げます。

○栗岡環境局長 ただいま高村会長より2件の中間のまとめの御報告と1件の答申を頂きました。

昨年5月に東京都環境基本計画の改定につきまして、また、昨年10月には都民の健康と安全を確保する環境に関する条例の改正について、それぞれ知事から諮問させていただき、これまで延べ20回にわたり部会及び分科会において精力的に御審議いただきました。ありがとうございました。最終答申まで引き続き御検討いただく機会が残っておりますが、ひとまず本日まで幅広い分野にわたり御議論いただき、貴重な御意見を頂きましたことに、重ねて御礼申し上げます。

東京を取り巻く気候変動をはじめとする環境問題は、社会経済と密接に関連し、刻一刻と状況が変化してございます。2050年のゼロエミッション実現、2030年までのカーボンハーフ達成は、決して遠い将来ではなく、我々に残された猶予はございません。さらに、皆様に御議論いただいていた最中にも、ウクライナ情勢等によりましてエネルギー・資源利用の構造的リスクが改めて顕在化し、危機の長期化が懸念されてございます。都は、こうした直面する課題に迅速・的確に対応し、都民や事業者にとって安心・安全、快適、希望にあふれた都

市の実現を目指していく必要がございます。

皆様の貴重な御意見を取りまとめました今回の報告書につきましては、今後の東京都環境基本計画の策定に生かしますとともに、積極的な政策展開につなげていきたいと考えてございます。

また、第9次水質総量削減計画の策定及び総量規制基準の設定につきまして、答申を頂きました。水質土壌部会におきまして、専門的な立場から幅広く御審議いただきました。小野部会長及び部会の委員の皆様、改めて厚く御礼を申し上げたいと思います。ありがとうございました。今後、答申を踏まえまして、東京湾や河川における水質汚濁対策をさらに推進し、国や関係自治体等と連携して、水環境の改善を進めてまいります。

最後に、本日の中間の取りまとめにつきましては、速やかにパブリックコメントを行い、広く都民・事業者の方々から意見を募集いたします。審議会の皆様におかれましては、最終答申に向けまして、引き続きそれぞれの専門的な御見地からの御意見を頂きますよう、改めてお願い申し上げます。私からの挨拶とさせていただきます。

本日はどうもありがとうございました。

○福安政策調整担当課長 最後に、事務局から今後のスケジュールについて御説明いたします。

先ほど申し上げましたとおり、本日の中間まとめ2件につきましては、今後速やかにパブリックコメントの実施を予定しております。次回以降の開催につきましては、改めて御連絡させていただきたいと思います。

それでは、長時間にわたり、ありがとうございました。これをもちまして第52回東京都環境審議会を閉会させていただきます。ありがとうございました。

(午前11時59分閉会)